

# 法改正に伴う定款変更手続きについて

平成 29 年 3 月 2 日  
三重県環境生活部  
男女共同参画・NPO課 NPO班

## 1 趣旨

NPO法では解散や破産をした場合は官報に掲載しなければならないと定められているため、現在ほとんどのNPO法人が、定款の第 55 条あたりに「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と記載しています。定款をこのままにしていると、貸借対照表も「法人の掲示場に掲示」と「官報に掲載」の両方を行わなければなりません。そこで大半のNPO法人が貸借対照表の公告は他の方法を選択すると思われませんが、他の方法で公告するためには定款の変更が必要になります。

## 2 必要な手続き内容

・貸借対照表の公告に関する定款の変更は、認証事項ではないため、変更後の届け出となります。

**1) 総会で貸借対照表の公告方法を審議し定款変更を決議する。**

**2) 三重県へ定款の変更を届け出る。**

**必要書類 ①定款変更届出書 ②変更後の定款 ③総会議事録のコピー**

※定款変更届出書の記入例は資料 3 をご覧ください。

・法務局への登記は不要です。

## 3 注意事項

・解散や破産はこれまでどおり官報に掲載しなければならないため、現行の文言は残す必要があります。

・どの決算月の法人も 1 度は貸借対照表の公告と「資産の総額」の登記の両方を行う必要があります。資料 4 にまとめましたのでご覧ください。

・「資産の総額」の登記については、詳細は法務局へお問い合わせください。

## 参考) NPO法より抜粋

(債権の申出の催告等)

第 31 条の 10 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第 31 条の 12 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。